

冷蔵倉庫に関する Q&A

Q1 今回の改正で倉庫の固定資産税がどう変わるのですか？

A1 経過年数による評価額の減少率が大きくなり、税額が安くなります。ただし、建築年が古い倉庫については税額が変わらない場合があります。

Q2 税額が変わらない建築年が古い倉庫とはどういう倉庫ですか？

A2 平成 24 年度の経年減点補正率（年数の経過に應ずる減価率）が、既に最終経年減点補正率に到達している倉庫をいいます。

Q3 改正の対象となる「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

A3 対象となる「冷蔵倉庫」は、構造が非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など木造以外の建物）で、保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫です。建物内に事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合は、床面積の 50 パーセント以上が冷蔵倉庫である必要があります。また、常温の倉庫内に単にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置しているような場合は、このたびの改正による変更はございません。

Q4 実地調査で何を調べるのですか？

A4 保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫であるかを確認します。該当する倉庫が建物内部で複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途（冷蔵倉庫が床面積の 50 パーセント以上）であるかどうかなど床面積の確認などを行います。

Q5 実地調査当日に用意しておく書類はありますか？

A5 床面積（冷蔵倉庫部分）の確認を行いますので、寸法が分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、倉庫の運転日報や冷蔵能力が分かる書類（倉庫明細書や冷却装置の取扱説明書など）のご準備をお願いします。

Q6 いつから税額が変わるのですか？

A6 平成 24 年度課税分から変更になります。